

参考資料

- ・ 景観法
- ・ 鹿児島県景観条例
- ・ 鹿児島県景観形成基本方針
- ・ かごしま都市デザイン会議の提言
- ・ 景観に関わりのある事業
- ・ 景観法委任条例に定めることができる事項

○景観法

(平成十六年六月十八日法律第百十号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な

役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義等)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。

ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、都道府県に代わつて第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

- 2 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
- 4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 5 この法律において「国立公園」とは自然公園法(昭和三十三年法律百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。
- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。
- 7 第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であつて、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必

- 要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 四 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
- イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
- (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
- (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
- (4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
- (5) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
- (6) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
- ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
- 3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
- 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
- イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
- ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(策定の手続)

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国立公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

(住民等による提案)

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建

物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更しようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしないう場合にとるべき措置）

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴か

なければならない。

(景観協議会)

- 第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

- 第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にななければならない。

- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ（１）から（６）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は

増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検

査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整

備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。（原状回復命令等）

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき

必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。（損失の補償）

第二十四条 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を

解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景

観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第三十二条 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

- 2 第二十四条の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲

げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）

二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。

3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（管理協定の縦覧等）

第三十七条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理協定の公告）

第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供さなければならない。

（管理協定の変更）

第四十条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

（管理協定の効力）

第四十一条 第三十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

（緑地管理機構の業務の特例）

第四十二条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構であって同法第六十九条第一号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地管理機構」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二（１）に掲げる業務」とあるのは、「若しくは二（１）に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

3 第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第四款 雑則

（所有者の変更の場合の届出）

第四十三条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（台帳）

第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令）で定める。

（報告の徴収）

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

（助言又は援助）

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等

（景観重要公共施設の整備）

第四十七条 景観計画に第八条第二項第五号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例）

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。）

に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。）、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（１）の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（１）の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（２）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（２）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（３）の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（３）の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第五号ハ（３）の許可の基準（都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（３）の許可の基準」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（４）の許可の基準（海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（４）の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八条第二項第五号ハ（４）の許可の基準（海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（４）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(港湾法の特例)

第五十三条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（５）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（５）の許可の基準に適合しないものである」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（６）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（６）の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

(景観農業振興地域整備計画)

第五十五条 市町村は、第八条第二項第五号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営

農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

- 2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 景観農業振興地域整備計画の区域
 - 二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
 - 三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項
- 3 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。
- 4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）」と読み替えるものとする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用

するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（農地法の特例）

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第二項の勧告に係る協議がととのったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第三条第二項（第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

- 2 前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地については、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。
- 3 前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十九条本文並びに第二十条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

- 2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

（市町村森林整備計画の変更）

第五十九条 市町村は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の六第二項及び第三項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項の規定によりしたものとみなす。

第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等しようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等しようとする場合も、同様とする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第一百一条第三号において同じ。）は、することができない。

5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。
(違反建築物に対する措置)

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物

取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下この条において「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(条例との関係)

第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(工事現場における認定の表示等)

第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適用の除外)

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

三 文化財保護法第四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物

四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分

二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物

三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)

第七十条 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第七十一条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない

ない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

- 第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。)の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。
- 2 前項前段の規定に基づく条例(以下「景観地区工作物制限条例」という。)で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
 - 3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
 - 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
 - 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に対応する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。
 - 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。
(開発行為等の制限)
- 第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(次節において「開発行為」という。)その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。
- 2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用

する。

第二節 準景観地区

(準景観地区の指定)

- 第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。
- 2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。
 - 4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。
 - 6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。
(準景観地区内における行為の規制)
- 第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制(建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。)をすることができる。
- 2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。
 - 3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

- 第七十六条 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物(以下この条において「建築物等」という。)の形態意匠の制限が定められている区域に限る。)内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。
- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景

観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

- 3 第一項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 4 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあつては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節 雑則

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

- 第七十七条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。
- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
 - 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの
- 2 災害があつた場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、

この章の規定は、適用しない。

- 3 前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。
- 4 市町村長は、前項の許可の申請があつた場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 市町村長は、第三項の許可の申請があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。（国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助）

第七十八条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。（市町村長に対する指示等）

第七十九条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行つた指示に従わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。（書類の閲覧）

第八十条 市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

第四章 景観協定

（景観協定の締結等）

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第九十八条第一項（大都

- 市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。
- 2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）
 - 二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - ト その他良好な景観の形成に関する事項
 - 三 景観協定の有効期間
 - 四 景観協定に違反した場合の措置
- 3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。
- 4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。（認可の申請に係る景観協定の縦覧等）
- 第八十二条 景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。（景観協定の認可）
- 第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。
- 一 申請手続が法令に違反しないこと。

- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号に掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。（景観協定の変更）
- 第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。（景観協定区域からの除外）
- 第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。
- 2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。
- 3 前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければ

ばならない。

- 4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(景観協定の効力)

第八十六条 第八十三条第三項(第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者(当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等)

第八十七条 景観協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項(第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

- 2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項(第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。

- 4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

- 5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の廃止)

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第

四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による景観協定の設定)

第九十条 景観計画区域内の一団の土地(第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

- 3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

- 4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

(借主等の地位)

第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

- 2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章 景観整備機構

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政

団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第一百条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者
- 二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- 三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
- 四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
- 五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者
- 六 第二十二條第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者
- 七 第二十三條第一項(第三十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者
- 八 第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第一百三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第一百四條 第二十六條又は第三十四條の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五條 第四十五條の規定による報告をせず、又は虚

偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
第六十六条 第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第六十七条 第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年五月二八日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年六月一〇日法律第五三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条第一項（旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

附則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を

有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四十条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鹿児島県景観条例

鹿児島県条例第62号
平成19年12月20日制定
平成19年12月25日公布

私たちの鹿児島県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、桜島や鹿児島湾、霧島、指宿、佐多岬、屋久島、奄美の島々など雄大で美しい自然、知覧、出水等の武家屋敷群などに見られる地域固有の歴史や文化、人々の暮らし等が織り成す多彩で豊かな景観がはぐくまれてきた。

このような景観は、私たちの暮らしに潤いや活力を与え、郷土に対する誇りや愛着をはぐくむとともに、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、観光や人々の交流の促進に大きな役割を担ってきた。

しかしながら、近年、都市化の進展や過疎化、少子高齢化等により、都市や農山漁村において、これまではぐくまれてきた景観が失われる状況も見られる。

今こそ、私たちは、良好な景観の価値を改めて認識し、県民共通の資産として守り、育て、また、新たに創出していかなければならない。

都市、農山漁村それぞれの特色を生かした、また、空間的な広がりのある本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進し、その恩恵を県民が将来にわたって享受できるようにするためには、地域の資源を生かしながら、県、市町村、県民、事業者等の多様な主体が連携し、長い年月をかけて、持続的にその形成に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、共に力を合わせて良好な景観の形成に取り組むことにより、本県の特色を生かした美しく風格のある景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことに寄与するものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

3 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等（県民、事業者及びこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）により、共生と協働（相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。）を旨として、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に取り組むとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請等)

第6条 県は、良好な景観の形成の促進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うよう努めるものとする。

3 知事は、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施するために参考となる事項を内容とする指針を作成するものとする。

(基本方針)

第7条 知事は、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策の推進を図るため、良好な景観の形成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な景観の形成の目標に関する事項

(2) 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的な事項

(3) 広域的な良好な景観の形成に関する事項

(4) 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

3 知事は、景観をめぐる情勢の変化により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。基本方針を変更したときも、同様とする。

(普及啓発)

第8条 県は、良好な景観の形成の必要性について、県民等の理解を深めるため、普及啓発に努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民等による良好な景観の形成に関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(表彰)

第10条 知事は、良好な景観の形成に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

(公共事業の実施に関する基準)

第11条 知事は、良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する基準を定めるものとする。

2 県は、前項に規定する基準に従って、公共事業を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鹿児島県景観形成基本方針

第1 基本方針の位置付けと役割

- 1 基本方針の位置付け
- 2 基本方針の役割

第2 良好な景観の形成の目標

- 1 本県の景観形成の必要性
- 2 本県の景観資源
- 3 目指すべき目標

第3 良好な景観の形成に関する施策の基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県・市町村・県民等の役割
- 3 県の施策

第4 広域的な良好な景観の形成に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 ゾーン別の方向性

第5 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

- 1 県が設置し又は管理する施設のあり方
- 2 周辺地域の景観形成

第6 その他、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

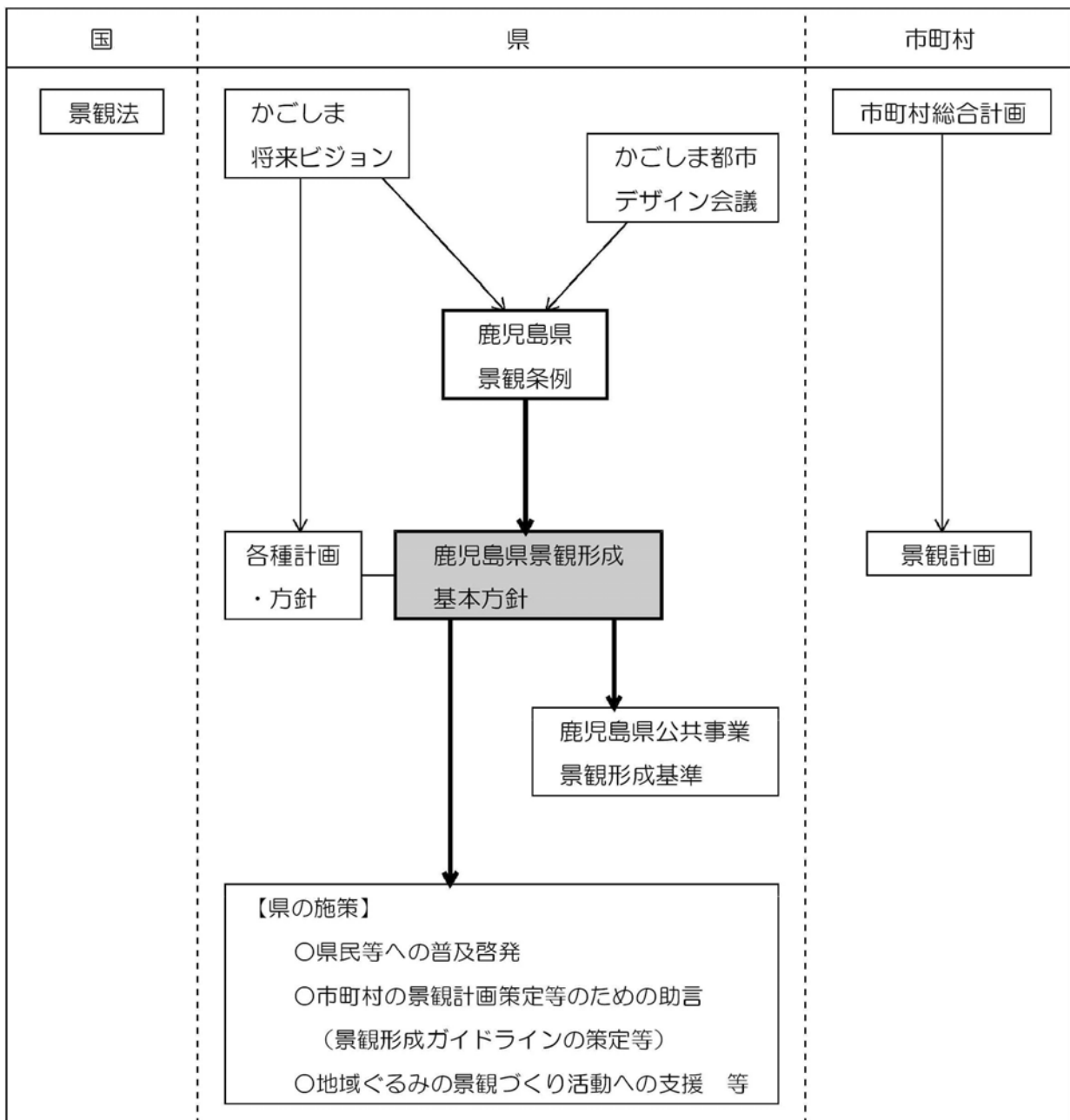
- 1 県の体制の整備
- 2 基本方針の変更

第1 基本方針の位置付けと役割

1 基本方針の位置付け

鹿児島県景観形成基本方針（以下「基本方針」という。）は、鹿児島県景観条例（以下「景観条例」という。）第7条に基づき、県の良い景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策の推進を図るために定めるものであり、景観法、景観に係る県の計画・方針及び市町村の景観計画と連携する。

〈基本方針の位置付けのイメージ〉



2 基本方針の役割

基本方針は、良好な景観の形成の目標に関する事項や施策に関する基本的な事項等を定めるものであり、県が、総合的かつ広域的な景観形成の施策を策定・実施する際の方針であるとともに、市町村がその区域の特性に応じた景観形成の施策を策定・実施する際の目安としての役割を有するものである。ただし、市町村独自の取組を妨げるものではない。

第2 良好な景観の形成の目標

1 本県の景観形成の必要性

本県の景観を取り巻く環境や人々の価値観の変化等を踏まえると、本県における景観形成の必要性については、次のように捉えることができる。

- 効率性に加え、美しさや快適さも兼ね備えた誇りの持てるまちの景観を創造する必要がある。
- 農地や山林等が適正に維持されたふるさとの風景を守り、育てる必要がある。
- 自然環境の保全と密接に関連する自然景観の保全と、その活用を図る必要がある。
- 観光・交流の促進のため、都市と自然、歴史・文化が相まった本県ならではの景観をつくっていく必要がある。

2 本県の景観資源

- 南北 600km に及ぶ県土
多様な気候帯，豊かな動植物 等
- 雄大で美しい自然
多くの火山，長大な海岸線 等
- 特色ある歴史・文化
武家屋敷群，明治維新期の偉人の輩出 等

- 自然に囲まれた街や農山漁村
海や山と共に一望できる都市，棚田 等

3 目指すべき目標

- 雄大で美しい自然を生かした景観づくり

山・川・海などの豊かな自然を生かし，広がりを感じさせる景観をつくとともに，都市と雄大な自然が相まった眺望の保全を図る。

- 地域固有の歴史や文化を生かした景観づくり

地域固有の歴史資源等を生かし，歴史や文化を感じさせるような調和のとれた景観をつくる。

- 人々の生活や営みが調和した景観づくり

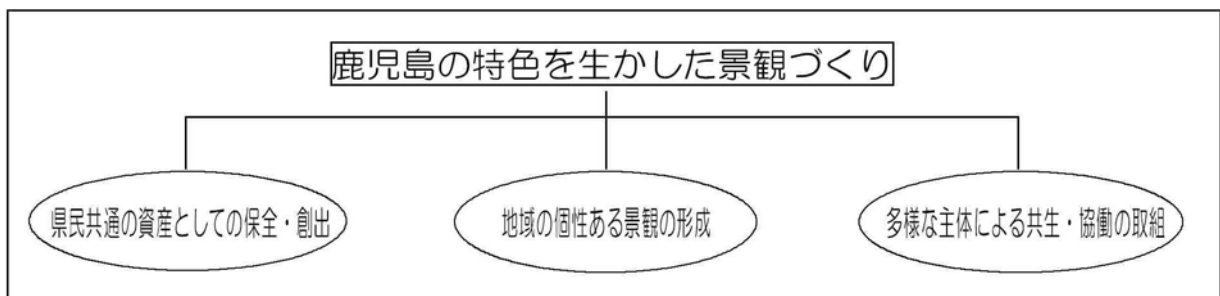
人々の生活や経済活動が調和した都市の景観をつくとともに，農業等の営みと自然とが織り成す農村等の風景を守り，育てる。

第3 良好な景観の形成に関する施策の基本的な事項

1 基本的な考え方

本県の特徴を生かした良好な景観の形成を図るためには，地域の資源を生かしながら，県，市町村，県民，事業者等の多様な主体が連携し，長い年月をかけて，持続的にその形成に取り組んでいく必要がある。

このことから，次のとおり，基本理念に基づき，景観形成に取り組むこととする。



(1) 県民共通の資産としての保全・創出

良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことに寄与するものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全を図られなければならない。

本県は、雄大な自然など他地域にも誇れる景観資源を有することから、これらを生かし、かごしまらしい景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくこととする。

(2) 地域の個性ある景観の形成

良好な景観は、地域の自然、歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

本県は、広大な県土の中に、多様な自然、歴史・文化等を有することから、これらを生かし、それぞれの地域の個性ある景観の形成を促進することとする。

(3) 多様な主体による共生・協働の取組

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等により、共生と協働を旨として、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

本県においては、観光・交流の促進や地域の活性化を図る必要があることから、県、市町村、県民、事業者、景観整備機構、NPO等の多様な主体の連携を図りながら、景観形成に取り組むこととする。

2 県・市町村・県民等の役割

(1) 県の責務

良好な景観の形成を図るためには、広範な分野、また、広域的なエリアにわたって施策を展開する必要がある。

このことから、県は、景観条例に定める基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施することとする。

(2) 市町村への要請

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係するものであり、また、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町村がその中心的な役割を担うことが望ましい。

このため、市町村は、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施することが望まれ、なるべく早い時期に景観法に基づく景観行政団体になり、景観法や都市計画法、屋外広告物条例等に基づく規制・誘導等により、良好な景観の形成を着実に推進することが望まれる。

さらに、山・川・海など一体性・連続性を考慮しながら広域的な良好な景観の形成を行う際には、市町村の区域を越えて連携を図ることが望まれる。

(3) 県民の役割

県民は、良好な景観が生活の質の向上や観光・交流の活性化につながることで、また、自らの取組が地域の景観の形成のために重要であることについて理解を深めるとともに、地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組に参加するよう努めることとする。

また、公共事業の実施に当たっての説明会等に積極的に参加するなど、県や市町村が実施する景観形成の施策に協力するよう努めることとする。

さらに、地域づくり団体、NPO等は、地域における景観形成の先導的な役割を担うものであり、住民等と連携した積極的な取組に努めることとする。

(4) 事業者の役割

事業者は、土地の利用等の事業活動が、比較的規模の大きいものが多く、地域の景観に大きな影響を与えることから、事業活動を行うに当たっては、良好な景観の形成に自ら努めるよう努めることとする。

また、県や市町村が実施する地域の景観形成の施策に、県民と一体となって協力するよう努めることとする。

3 県の施策

県は、市町村が景観法に基づく景観行政団体になるよう積極的に働きかけを行うとともに、県民等への普及啓発、市町村の景観計画策定等への助言、

県民等の自主的な取組の促進などを行い、また、県自らの事業の実施において景観に配慮するなど、総合的に景観形成の施策を推進することとする。

(1) 市町村、県民等の取組の促進

① 普及啓発

県民等が良好な景観の形成の必要性について理解を深め、地域における景観形成の取組が促進されるよう、景観セミナーの開催や、優れた取組への表彰の実施など、普及啓発に努める。

② 市町村に対する支援

市町村の景観計画の策定等に対し、県は、景観形成ガイドラインに基づき助言を行うとともに、景観アドバイザーを派遣するなど、支援を行う。

③ 県民等に対する支援

県民等による地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組等が活発に行われるよう、地域ぐるみの景観づくり活動への支援や景観アドバイザーの派遣等の支援を行う。

(2) 県自らの事業の推進

① 景観に配慮した公共事業の推進

道路・河川・港湾の整備等の公共事業は、規模が大きいものが多く、長期にわたり地域の景観に大きな影響を与えることから、公共事業の実施に当たっては、機能性・安全性等との調和を図りつつ、地域の景観に十分配慮するよう努めることとする。

② その他、各般の事業実施における景観への配慮

景観形成は、都市計画、建築、屋外広告物、緑化、観光など、広範な分野に関連するものであることから、県が行う各般の施策の実施に当たっては、地域の景観に配慮することとする。

第4 広域的な良好な景観の形成に関する事項

1 基本的な考え方

山・川・海など一体性・連続性を考慮しながら広域的な良好な景観の形成を行うためには、関係市町村間の連携を図ることが必要である。

このためには、景観法に基づく景観協議会や任意の協議会等を活用することが有効である。県としては、このために必要な調整や助言等を行うこととする。

2 ゾーン別の方向性

本県の特徴的な景観資源を生かし、主なゾーンにおいて、次のような視点に立ち、広域的な景観形成を図ることとする。

① 桜島・錦江湾ゾーン

調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり

② 霧島ゾーン

高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり

③ 屋久島ゾーン

世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり

④ 奄美ゾーン

島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

第5 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

1 県が設置し又は管理する施設のあり方

県が設置し又は管理する施設は、周辺の景観に大きな影響を与えることから、その設置及び管理に当たっては、関係市町村の景観計画との整合を図るなど、地域の意向を十分踏まえるものとする。

2 周辺地域の景観形成

県が設置し又は管理する施設は、公共性が高く、県のシンボルとなる施設であり、本県の景観づくりのイメージ形成に大きな影響を与えることから、周辺地域の景観形成に当たっては、関係市町村や事業者等に対して、必要に応じて景観形成の取組に対する協力を求めるものとする。

第6 その他、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

1 県の体制の整備

景観形成を総合的かつ計画的に推進するために、庁内の景観関係課で構成する「景観形成推進連絡会議」を充実し、景観形成の推進に関する連携を図るものとする。

また、景観形成に大きな影響を与える公共事業の実施に当たっては、「公共事業景観形成推進部会」を充実し、良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する関係部局相互の連携を図る。

2 基本方針の変更

社会経済情勢及び景観を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、必要に応じて基本方針を変更するものとする。

基本方針の変更に当たっては、広報広聴手段の活用等により、県民意識の把握に努めるとともに、国及び市町村等との調整を図ることとする。

かごしま都市デザイン会議 提言

美しさと風格を備えた
かごしまらしい都市景観を目指して

平成20年3月31日 かごしま都市デザイン会議

はじめに

～ 次世代に引き継ぐべき美しい都市景観の実現のために ～

鹿児島県は、南北600キロメートルの広大な県土の広がりの中に、多くの島々、桜島や霧島などの火山、変化に富んだ海岸線や、緑あふれる森林など、多彩で豊かな自然に恵まれています。

美しい自然に恵まれたかごしまにあって、これまでの人々の営々たる営みにより、自然環境と調和したまちが形づくられてきたところですが、特に戦後、戦災からの復興と急速な都市化、とりわけ建築物の高層化や、モータリゼーションの進展による郊外部の沿道型商業施設の展開、屋外広告物の乱立などによって、まちの景観は大きく変貌しつつあります。

一方、近年の社会経済の成熟に伴って、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しいまちなみや景観を形づくるのが求められるようになってきています。

さらに、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題への対応は危急の課題であり、環境と共生した持続可能な都市の実現が求められています。

また、高速交通体系の整備や地方分権の進展等により、ますます都市間競争が激化する中、全国に先駆けて人口減少、超高齢社会を迎えた鹿児島県において、今後とも地域の活力を維持し、持続可能な成長を図っていくためには、地域固有の資源である美しい景観を守り育てながら、魅力あるまちづくりを進めていくことが、今まさに求められています。

このような時代の流れを背景に、美しく素晴らしい自然が広がるかごしまにおいて、悠久の歴史の中で大自然と調和を保ちながら営まれてきた人々の生活を省みつつ、将来にわたる展望を持ちながら、美しい景観を大切に守り、よりよく育てながら、そこに住む人々にとって愛着と誇りの持てる個性豊かなまちづくりを進めていけば、まちが持つ魅力を求めて、多くの人々が訪れるようになり、住む人・訪れる人がともに共感できる世界に誇れる美しい都市ができるものと考えます。

この提言は、決して遠い将来について述べているものではありません。

かごしまの美しい景観が、急速に失われつつある今、都市デザインの将来的な展望をもって、次世代に引き継ぐべき美しい都市景観を実現するための取り組みを始めなければなりません。

都市景観をつくる上での基本的な考え方

～ 都市景観はみんなで形づくる公共の財産 ～

都市の景観は、錦江湾や桜島などの自然、建築物や道路・公園など、目に映る姿だけではなく、その場に居て感じられる都市活動や、そこに住む人たちの生活などから醸し出される都市の表情、文化、歴史など、五感で感じられるものから、総合的に認識されるものです。

また、美しい景観は、そこに住む人にとって、心地よさや安らぎを醸し出すとともに、われわれの子供たちが育っていく上での、ふるさとの心象風景ともなるものです。

人々の様々な生活や経済活動の営みの現れである景観は、住民、事業者、まちづくり団体等そこに住む人々全員が形づくり、また、その結果を共有する、いわば「公共の財産」です。

このために、住民、事業者、まちづくり団体等が、共通の基本的な認識を持ちながら、将来に向けて取り組んでいかなければ、美しい都市の景観は決してつくることはできません。

① 景観とまちづくり

良好な景観をつくるためには、その地域が本来持っている特性や資源に目を向け、これを活かしていくことが大事です。このようにしてつくられる美しい都市景観は、地域固有の価値や魅力を高め、多くの人々をひきつけるなど、地域の経済活動を高め活性化にもつながっていきます。

また、まちづくりと景観のあり方を考えるにあたっては、まちの将来像を踏まえた全体の都市デザインを描きながら、商業地や住宅地など、必要な都市機能を確保する上で適切な区域ごとに考えていく必要があります。

② 住民、事業者、まちづくり団体等の意識づくり

良好な景観づくりには、行政はもちろんのこと、住民、事業者、まちづくり団体等の景観に関する十分な理解と、良好な景観づくりについての動機付けと、経済活動との調和を図りながら、規制・誘導を行っていくことについての合意形成が必要となります。

提言の位置づけ

この提言は、30年、50年先の将来に向けた、鹿児島県の都市地域における景観のあり方についての提言です。

検討にあたっては、錦江湾岸沿いの都市を主な対象として議論を行い、景観のあり方についての方向性を示しています。

今後、各市町村が景観計画を作成する際に、本提言を都市地域の景観づくりの基本的な考え方としながら、その上で各地域の特色ある景観資源や、歴史・文化等を反映しながら取り組まれることを期待します。

序 言

・かごしまを象徴する桜島は、その勇姿を錦江湾に横たえ、いにしえから噴煙をあげ、時に人々の生活に脅威を与えながらも温泉などの恵みをもたらし、維新の原動力となった「さつま」の気風を育んできた、鹿児島県を代表する風格ある景観の一つです。

・また、天孫降臨の伝説が伝わる霧島山や、その優美な姿が薩摩富士と称えられる開聞岳などの火山、種子島、屋久島、奄美大島などの美しい自然は、かごしまのシンボルであるとともに、風土や歴史を育んできた景観でもあります。

・このような美しい自然景観の保全はもちろん、それぞれの地域のシンボルとなるような景観を活かしつつ、建物の高さや色彩などについて調和をとりながら、地域の歴史と文化を活かしたうるおいのあるかごしまらしいまちなみを形づくることができれば、世界に誇れる美しい都市をつくることができます。

・美しい都市景観は、一朝一夕につくれるものではありません。行政はもちろん、住民、事業者、まちづくり団体等が積極的に連携しながら、様々な取り組みを継続的に行っていく必要があります。

・30年、50年先の将来に向けて、美しさと風格を備えたかごしまらしい都市景観をつくっていくために、そのあり方を以下に提言します。

提言1 桜島・錦江湾などを活かした都市景観の形成

① 城山など主要な視点場から見た「錦江湾に浮かぶ桜島」と調和した都市景観の形成

- ・「錦江湾に浮かぶ桜島」は、かごしまを象徴する代表的な景観です。城山公園，多賀山公園，武岡の美術館，県庁展望ロビー等は，このような桜島を，市街地とともに眺望できる公共的な場所です。
- ・このような視点場から見える「錦江湾に浮かぶ桜島」の眺望を守り，調和のとれたまとまりのある都市景観をつくるために建築物等の高さ，形態・意匠，色彩などについて規制・誘導していくとともに，多くの人々が気軽に楽しめるような視点場の整備を図ることも必要です。

② 身近な場所から見える桜島等の景観の保全

- ・甲突川などのまちなかの視点場からは，住民が日常生活の中で身近に桜島を見上げることができます。このように住民に身近な場所からの桜島の眺望を守り，調和のとれたまちなみの景観をつくるためには，それぞれの地域に応じた建築物等の高さ，形態・意匠，色彩などについて規制・誘導していく必要があります。
- ・また，各市街地においても，霧島山や開聞岳などシンボルとなるような景観があり，これらと調和のとれた都市景観をつくるためには，建築物等の高さ，形態・意匠，色彩などについて規制・誘導していく必要があります。

③ 錦江湾などから望む市街地と背後の山並みの景観の保全

- ・錦江湾沿岸では，シラス台地や山並みのすそ野の平地部に市街地が形づくられており，台地の斜面の緑や背後の山並み，眼前に広がる海と一体となって都市の景観がつけられています。
- ・錦江湾などの海上やウォーターフロントから見た市街地及び市街地の背景の山並みへの眺望は，かごしまの特徴的な景観の一つです。
- ・鹿児島県では，桜島や県内の離島と主要都市を結ぶ海上交通が発達しており，海の上から鹿児島市の市街地とその背景となる山並みを眺める機会が多いことから，市街地の背景となる山並みへの景観を保全するために，市街地の建築物等の高さ，形態・意匠，色彩などについて規制・誘導していく必要があります。

提言2 美しくうるおいのあるまちなみ景観の形成

① 調和のとれた美しいまちなみの形成

- ・市街地においては、一部の地区を除いて、建築物等の形態・意匠、色彩が様々であり、調和のとれたまとまりのある景観とは言い難い状況です。
- ・また、近年、中低層の住宅や小規模な店舗等からなる地域において、周囲から突出した印象を与える高層マンションの立地が見られるようになり、それまで育まれてきた地域の住環境への影響や、市街地の景観への影響が懸念されています。
- ・調和のとれたまとまりある市街地景観をつくとともに、住民が安心して住み続けられる良好な住環境をつくるためには、将来的なまちづくりの構想を描きながら、周囲の景観への影響を最小限とする建築や開発行為への誘導など、商業地や住宅地などのエリアごとに建築物等の高さ、形態・意匠、色彩に関して規制・誘導していく必要があります。

② 個性を活かした特色ある都市景観の形成

- ・かごしまでは、南北600キロメートルに及ぶ県土の広がりの中で、桜島や錦江湾を市街地越しに眺望できる南九州最大の都市、湯煙立つ温泉のまち、「さつま」の気風を今に伝えるまち、活気溢れる港まち、ブーゲンビリアの花咲く亜熱帯のまちなど、多様な特色をもったまちがそれぞれの地域に形づくられています。
- ・これらの都市において、それぞれの特性に応じて、地域の景観資源を活用し、これと調和するようなまちづくりを図るとともに、どこでも目にするような屋外広告物を規制し、建物の色彩等を整えれば、個性あふれる魅力的なまちができます。

③ にぎわいを感じられる魅力的なまちなみの形成

- ・市街地には、にぎわいや楽しさが感じられるような新しくデザイン性のある景観も大切です。人々をひきつけるにぎわいや魅力は、建築物や屋外広告物などに加え、商店街としての活動や、人々の動きはもちろん、路面電車やバスなどの利用しやすい身近な公共交通機関や、安心して回遊できる歩行者空間によっても形づくられています。
- ・また、高台等から眺めた市街地全体の夜景や、光の演出によるまちなかのモニュメントや大通り等のライトアップなども、魅力ある景観の一つです。

- ・まちとしての魅力を高めるためには、調和のとれたにぎわいのあるまちなみが形づくられるよう、地区の個性を活かしながら、建築物等の形態・意匠、色彩に関して一定の規制・誘導を行うとともに、多くの人々が訪れることができるような公共交通の充実や、訪れた人が安心・安全に回遊し楽しんだりすることができるようににぎわいの演出など、特色ある取り組みや仕掛けづくりを協働で実践していくことが必要です。

④ 暮らしの中の身近な景観の保全と活用

- ・桜島などのシンボルとなるような景観だけではなく、暮らしの中で織りなされる様々な営みの風景は、そこに暮らす人々にとって生活の一部であると同時に、地域の大事な景観資源ともなり得ます。
- ・風物詩になっているような地域の行事、身近な広場や公園を駆け回る子供たち、路面電車が行きかう風景、美しい花々の絶えない風景など、暮らしの中の様々な光景も、また、なくてはならない地域の景観であり、その景観を支えているのは、地域で受け継がれている生活文化や産業活動、一人一人の暮らしの有り様によるものです。
- ・普段の日常生活の中で一見当たり前のように繰り広げられる光景に対して、どこか美しさを感じさせるものであることへの気づきが、美しいまちをつくっていくことにつながっていくものと考えます。
- ・自分たちが暮らすまちへの愛着や誇りが感じられるよう、生活のなかに息づく身近な美しい景観に気づき、これらを大事にしながらしり、あるいは積極的に活かしていくなど、まちづくりに取り入れていくことも大切です。

⑤ まちなかにおける身近な緑の保全と創出

- ・まちなかの緑は、市街地にうるおいややすらぎを与えてくれる大事な景観要素の一つであるとともに、暑さを和らげ、ヒートアイランド現象を緩和するなど、豊かな緑は住民全体の資産でもあります。これまでの取り組みにより、骨格となる道路の街路樹や公園等の緑は充実してきていますが、まちなか全体としてはまだ不足しています。
- ・公共施設はもちろんのこと、住宅や工場等の敷地内における植樹等や、開発による緑の減少を補うための代替措置など、身近な緑を守り育ててうるおいある環境づくりを積極的に誘導していく必要があります。
- ・また、緑化にあたっては、緑が地域の印象を形づくる大きな要素であることから、地域の風土や個性などまちづくりへの十分な配慮が必要です。

⑥ 派手な色彩や大規模な屋外広告物等の規制・誘導と電線類の地中化の促進

- ・近年、郊外部の主要な幹線道路では、沿道型の商業施設などの立地とともに、より目立つように規模を大きくした、派手な屋外広告物が氾濫する景観が見られます。また、建築物自体が広告化し、企業カラーの外壁への全面使用や奇抜な意匠等により、全国どこでも見られるような景観となってしまう、かごしまらしい地域固有の景観の印象が薄れてしまっています。
- ・屋外広告は、商業活動には必要なものであり、その掲出の仕方やデザインによっては、市街地ににぎわいをもたらす景観要素の一つになります。また、公益的目的を持った案内広告物や標識類は、私たちの生活にとって必要不可欠な物です。その一方で、広告物などの規模や掲出位置、色彩等が無秩序で周囲から突出したものであれば、周囲の景観に与える影響は非常に大きなものとなってしまいます。
- ・このために、鉄道駅や港など都市の玄関口や、中心商業地、幹線道路沿い、観光地など、地域の特性を考慮した一定の基準を設けるなど、秩序と品格のある景観となるよう、屋外広告物について規制・誘導していく必要があります。また、公益的目的を持った案内広告物などについても、周囲の景観と調和の取れたものとなるよう一定の配慮をする必要があります。
- ・また、道路上に張り巡らされた電線類は、周囲の景観の良さを失ってしまうことがあります。
- ・近年、主要な道路における電線類の地中化なども行われており、今後も、必要に応じて、電線類の地中化や、表の通りから見えないような配慮など、良好な景観づくりの取り組みが求められます。

提言3 かごしまらしい地形や自然を活かした景観の形成

① 緑化の促進と水辺に親しめる臨海部の景観の形成

- ・ 錦江湾沿岸の都市では、市街地が海に近接している地理的な特性を有しています。海辺に近い特性を活かし、人々が気軽に海岸に近づける公共的な空間の整備を図り、海に親しめる新しい視点場をつくり出すとともに、緑化の促進を図るなど、錦江湾と桜島からなる美しい海辺の景観を積極的に活用していくことが必要です。
- ・ 鹿児島港本港区、中央港区などは、海からの玄関口であり、積極的に魅力ある臨海部のまちづくりを進めることが求められており、錦江湾や桜島の景観を活かし、臨海部としてまとまりある魅力的な景観づくりが必要です。

② 河川を活かした水と緑によるうるおいのある景観の形成

- ・ 甲突川や天降川など都市部を流れる河川は、開けた眺望や自然が残る貴重なオープンスペースであり、うるおいのある景観を形づくる重要な要素の一つです。
- ・ このような河川の良好な景観を活かしながら、周辺の住民が日常生活の中において、身近に水と緑に親しめるような公共空間の整備を行うとともに、河川沿いの建築物等については、水辺からの景観に大きな影響を与えないよう、その形態・意匠、色彩等について配慮することが必要です。

③ 市街地を取り囲む台地の斜面の緑と調和した景観の形成

- ・ 鹿児島の市街地の特徴的な景観として、市街地を取り囲む台地の斜面の緑の景観があります。これは、臨海部の市街地から背後の台地へと変化する骨格的な景観の一つであるとともに、市街地内において見ることのできる貴重なまとまった緑の景観です。
- ・ これらの緑を守るとともに、大規模な法面や擁壁を伴うような斜面の開発などについては、緑と調和した景観となるよう誘導していく必要があります。

④ 都市近郊や市街地に残る自然を活かした景観の形成

- ・ 都市の背景となる緑豊かな山並みや近郊の田園風景など、都市の景観に彩りと豊かさを与えてくれます。

- ・また、まちなかに残された鎮守の杜などの自然も、人々にうるおいを与える貴重な景観です。
- ・これらの都市近郊やまちなかに残された自然を守り、育てていくことが必要です。

提言4 かごしまらしい歴史・文化の継承

① かごしまらしい歴史的な遺産の保全

- ・鹿児島県には、鶴丸城周辺、多賀山、磯地区などに多くの史跡や近代建築物が残っています。
- ・溶結凝灰岩などの石材が入手しやすいことから、石橋、石塀、倉庫などの建築物に石造文化の面影が残っています。
- ・また、薩摩藩による外城制の名残である武家屋敷群などの歴史的まちなみも県内各地で見られます。
- ・このような建造物や歴史的なまちなみ等は、歴史の趣を今に伝える貴重な歴史資源であり、周辺を含めた一体的な景観として適切に守り伝えていくことが必要です。

② 伝統的な文化の場としての景観の保全

- ・それぞれの地域には、地域の文化を感じさせる伝統的な祭りや行事などが残されており、こうした文化を後世に伝承するために、祭りの場の趣のある雰囲気を残すという観点から、景観を守っていくことも必要です。

③ 石材や木材など地域の素材を活かしたまちづくり

- ・かごしまらしい特徴ある地域資源を活かし、まちを訪れた人々が楽しみながら回遊できる仕掛けづくりに、歴史的な建造物等を積極的に活用するとともに、鹿児島産の石材や木材など地域の素材をまちづくりに活かしていくことが必要です。

提言5 公共の事業と連携した景観の形成

① 良好な景観づくりに配慮した公共施設の整備

- ・道路、河川、港湾など都市施設の整備や市街地開発事業においては、これらの公共施設が、地域の景観を構成する大きな要素であることを踏まえ、周囲と一体となった良好な景観となるよう、事業を計画し実施する必要があります。
- ・また、整備にあたっては事業主体や事業種別の違いにかかわらず、地域の景観特性を踏まえた一体的なまとまりある景観となるよう、国・県・市町村及び住民等による相互の連携・協力の体制や実現に向けた仕組みを整えていくことが必要です。

② 良好な沿道空間の景観等の形成

- ・良好な景観をつくっていくためには、道路や河川等の公共施設だけではなく、その周囲を含めて一体的に取り組んでいくことが必要です。
- ・このために、公共施設の整備の機会などをとらえて、地域住民と景観づくりのための合意形成を積極的に図り、景観計画等を活用しながら、共生・協働で良好な沿道景観等をつくっていくことが望まれます。

提言6 良好な景観づくりのための共通意識の形成

① 景観まちづくりの意識の形成

- ・共生・協働の景観まちづくりには、美しいまちづくりに関する、みんなの意識が欠かせません。地域の景観づくりに関心と意識を持ち、美しいまちづくりに取り組んでいくような人づくりも必要です。
- ・このために行政は、学校教育や生涯教育などを通して、これらの意識が形づくられるよう、積極的に取り組んでいく必要があります。

- ・また、優れた景観を守り、育てて、継承していくためには、住民の理解を深めるとともに、将来の景観づくりの活動を担う、人材を育成することが必要です。

② 景観まちづくり運動の展開

- ・美しいまちづくりに将来にわたって取り組んでいくために、行政はもちろん、住民、事業者、まちづくり団体等が積極的に取り組む必要があります。
- ・このためには、まずは住民、事業者、まちづくり団体等に、情報の提供を行うとともに、広く意見を求め、幅広い議論を重ね、相互間での意識の共有を図るとともに、目指すべきビジョンの共有へとつなげていくことが重要です。
- ・このために、行政は、情報提供や、意見反映の仕組みの整備等を行うとともに、共生・協働の景観まちづくり運動が展開されるよう表彰制度を設ける等、積極的に支援する必要があります。
- ・また、景観行政を支援する役割を有する景観整備機構はじめ、多様な主体による景観づくりの取り組みが必要です。

提言7 美しいまちづくりを実現するための仕組みづくり

① 景観協議会等の活用による協議の場づくり

- ・美しいまちづくりを実現するには、住民、事業者、まちづくり団体、行政がそれぞれの責務と役割を分担し、連携・協力して、景観形成に取り組んでいくことも必要です。
- ・このためには、多様な担い手が集まり、景観づくりについて協議・検討する場や意見交換をする場が必要であり、景観協議会等の活用も有効です。

② 景観条例の制定，建築物等の景観審議機関等の設置

- ・ 30年，50年後の将来に向けた美しいまちづくりを実現するためには，様々な取り組みが継続的に必要です。
- ・ このために，景観法などに基づく景観計画等を策定するとともに，都市計画法に基づく景観地区，高度地区，地区計画等や景観条例などを活用して，実効性のある規制や誘導を行う必要があります。
- ・ また，景観に影響を及ぼすような一定規模以上の建築計画や開発計画については，個別にその計画を審査する景観審議会などの機関を設立する必要があります。

(参考)

景観地区とは

景観法に基づき，市街地の良好な景観を形成するために市町村が定めるもので，都市計画に建築物の形態・意匠の制限を定めるとともに，建築物の高さの最高限度，壁面の位置の制限などを定めることができます。

高度地区とは

都市計画法に基づき，将来の適正な人口密度，交通量，その他の都市機能に適応した市街地及び居住環境を整備するために市町村が定めるもので，建築物の高さの最高限度などを定めることができます。

地区計画とは

都市計画法に基づき，それぞれの地区にふさわしい良好な環境の街区を整備し保全するために，市町村が定めるもので，都市計画に建築物の高さ，壁面の位置，形態・意匠に関する制限などを定めることができます。

景観に関わりのある事業

(総務部)

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法で定められている過疎地域において、その自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することをねらいにして、地域の自主性、主体性を発揮し、自らの創意工夫によって、真に過疎地域の自立促進のために行われる事業に対して充当される地方債	充当率(原則100%)の元利償還に要する経費のうち、70%を交付税措置(基準財政需要額に算入)	総務省
			市町村課 (過疎計画:地域政策課)
市町村振興資金貸付事業	市町村(一部事務組合を含む)が行う各種公共施設の整備に必要な資金の貸付を行い、市町村の円滑な財政運営と自主的・主体的な活力ある地域づくりを支援する事業	原則として対象事業に係る市町村負担額の90%相当分を貸付	総務省
			市町村課
商店街等振興整備特別事業	近年の消費生活の変化等に伴い、商店街に求められる機能は多様化、高度化してきている。これに対応するため、公共施設の整備を促進することにより、「街の顔」としての商店街の活性化を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般単独事業債 一般事業(中心市街地再活性化等特別対策事業) ・充当率 75% ・元利償還金の30%に相当する額について交付税措置 	総務省
			市町村課
循環型社会形成事業	地方公共団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化及び国土保全対策への支援を行い、循環型社会の形成に資する事業の推進を図る事業 (対象事業) ア 自然再生・地球温暖化対策事業 イ 国土保全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業債(充当率概ね75%)を充当する。その元利償還金については、後年度、その30%に相当する額について、普通交付税の基準財政需要額に算入 	総務省
			市町村課
地域資源活用促進事業	地域の活性化のため、地域資源の活用促進等に必要な基盤整備に対し、地方財政措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業債(充当率概ね75%)を充当する。その元利償還金については、後年度、その30%に相当する額について、普通交付税の基準財政需要額に算入 	総務省
			市町村課
地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)	地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援する制度	<ul style="list-style-type: none"> ・借入総額の20%以内で、対象事業費1件当たり、概ね500万円以上 限度額 [市町村]6億円 貸付利率 無利子 償還期間 15年以内(うち据置期間5年以内) 	財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)
			市町村課
中心市街地再活性化特別対策事業	近年のライフスタイルの変化等により商業の衰退や居住人口の減少といった空洞化が進行している中心市街地について、地方公共団体が集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業を地域の実情に即して効率的に実施し、中心市街地の再活性化を促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般単独事業債 一般事業(中心市街地再活性化等特別対策事業) ・充当率 75% ・元利償還金の30%に相当する額について交付税措置 	総務省
			市町村課
都市再生事業	21世紀における我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、また国際的に見て経済活力にも満ちあふれたものとするため、都市で活動する人々が快適に生活でき、働ける環境づくりのための基盤施設等の整備を支援する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業債(充当率概ね75%)を充当する。その元利償還金については、後年度、その30%に相当する額について、普通交付税の基準財政需要額に算入する。 	総務省
			市町村課
辺地対策事業債	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」(昭和37年4月25日法律第88号)に基づき、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として行われる公共的施設の整備等に対して充当される地方債	起債充当率 原則100% <ul style="list-style-type: none"> ・辺地債の元利償還に要する経費のうち、80%を交付税措置(基準財政需要額に算入) 	総務省
			市町村課 (辺地計画:地域政策課)

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
共生・協働の地域社会づくり助成事業	近年、行政需要が多様化するとともに、急速な少子高齢化が進展する中で、県、市町村及び県民がともに協力し、支え合う共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進するため、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する上でモデルとなるような先駆的・創造的な事業に助成する事業	助成率 1/2以内 (上限 100万円)	— 市町村課 共生・協働推進室
(企画部)			
コミュニティ助成事業	宝くじの普及広報事業の一環として、コミュニティ活動を助成することにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及・広報を行う事業	助成内容 ア 一般コミュニティ助成事業 (1,000~2,500千円) イ 緑化推進コミュニティ助成事業 (500~2,000千円) ウ 自主防災組織育成助成事業 (300~2,000千円) エ コミュニティセンター助成事業 (事業費の3/5 15,000千円以内) オ 青少年健全育成助成事業 (300~1,000千円) ※用地取得に要する経費は、助成の対象としないものとする。	財団法人 自治総合センター
			地域政策課
活力ある地域づくり支援事業	活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに、宝くじの普及・広報を行う事業	ア 助成率は、助成の対象となる経費の50%以内とする。 イ 助成額 500万円上限	財団法人 地域活性化センター
			地域政策課
魅力ある商店街づくり助成事業	宝くじの普及・宣伝を図るとともに、地域の活性化を推進するため、商店街のイメージアップまたは中心市街地の再活性化を目的としたモデル的な商店街の復興整備事業に対して助成を行う事業	助成内容 1) 一件につき、2,000万円に消費税額等を加えた額を上限	財団法人 地域活性化センター
			地域政策課
地域間交流施設整備事業	自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有する過疎地域において、その優れた地域資源をいかして人・文化・情報等の交流を図るための施設を整備し、もって国民のゆとりある生活への欲求、自然環境への関心を満たすことで、都市等との地域間交流の促進を図るための事業を推進する事業	ア 補助対象経費上限額 (1) 主要施設のみを整備する事業 Aタイプ 315,000千円、Bタイプ 157,500千円、Cタイプ 157,500千円、Dタイプ 1戸あたり3,877千円 (2) 機能拡張に係る附属施設・設備も併せて整備する事業 Aタイプ 378,000千円、Bタイプ 189,000千円、Cタイプ 189,000千円、Dタイプ 1戸あたり4,652千円 イ 補助対象経費下限額 1箇所につき1ヶ年当たり15,000千円 ウ 補助率 国 補助対象経費の1/3以内	総務省
			地域政策課
集落活性化推進事業	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設等を再編・再生し、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援する事業	対象地域 ・離島振興法第2条第1項により指定された離島振興対策実施地域 ・山村振興法第7条第1項により指定された振興山村 ・半島振興法第2条第1項により指定された半島振興対策実施地域 ・過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域 事業主体 ・対象地域を含む市町村 ・NPO法人、まちづくり協議会・まちづくりを目的とする団体(間接補助) 補助率 ・1/2以内、ただし、補助事業者が補助事業者以外の者に対し補助する場合は、補助事業者が補助する額の1/2以内	国土交通省
			地域政策課
半島特定地域「元気おこし」事業	半島地域の中でも、特に交通基盤の整備の遅れ、人口減少・若年層の減少など地理的、社会的に厳しい条件下にある半島先端部地域の活性化を図るため、地域の優れた自然を活かした観光・交流促進、若年層の定住促進などの地域の主体的な取組を支援する事業	・補助率 1/2以内	—
			地域政策課
特定離島ふるさとおこし推進事業	本県離島の中でも特に自然条件等が厳しい三島村、十島村、甌島、加計呂麻島等を対象として、産業の振興、生活基盤の整備、ソフト事業など、住民の日常生活に密着したきめ細かな各種事業に対して助成を行うことにより、各島の活性化を図る事業	・補助率 ハード事業 7~8/10以内(家畜貸付は10/10) ソフト事業 7/10以内 (農協、漁協等の団体が事業主体になる場合は、別途規定あり。)	—
			離島振興課
奄美ミュージアム推進事業	群島をまるごと博物館に見立てて、奄美群島の世界に誇れる豊かな自然や個性的な伝統文化、地場産業等を有機的に結び、これらを生かして、産業や観光、文化等を総合的に振興するための取組に対して助成を行う事業	・補助率: 6/10以内	国土交通省
			離島振興課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
景観アドバイザー派遣制度	市町村、地域づくり団体等による地域の特性を生かした景観づくりを支援するため、景観に関する専門家を地域の要請に応じて派遣する。	・アドバイザーの派遣に係る旅費及び報償費を、県が予算の範囲内で負担する。	— 地域政策課
地域づくりアドバイザー事業	市町村等が行う自主的、主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等を招聘した場合に要する経費について助成を行う。また市町村等からの要望に応じ、アドバイザーに関する情報提供を行う。	・アドバイザーの紹介 市町村等の要望に応じアドバイザー候補者を選定し、これに関する情報を提供する。 ・経費の助成 謝金はアドバイザー1人1回につき10万円まで、交通費及び宿泊費は実費分を助成する。助成限度額は合計で30万円。	財団法人 地域活性化センター 地域政策課
地域振興アドバイザー派遣制度	主体的地域づくり活動を推進するに当たり、様々な課題に直面している地域や中心市街地の活性化又は山村第3セクターの経営等を課題としている地域に地域振興アドバイザーを派遣し、所要の助言等を行うことにより、当該地域づくり活動を支援し、もって地域の活性化に資する。	・派遣アドバイザー 1地区当たり原則3人以内 ・派遣回数 1地区当たり原則3回以内 ・費用負担 旅費(交通費、宿泊費):国土交通省負担 謝金:第1回についてのみ国土交通省負担	国土交通省 地域政策課
景観形成事業推進費	豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観形成を図ることを目的とし、もって観光立国の推進にも資する。 ※公共事業関係費であり、公共事業関係費に係る事業及びそれらを行うために必要な調査に使用できる。 (対象となる事業) ・景観計画に定められた事業 ・景観計画区域又は景観地区において行われる良好な景観形成のための事業 ・風致地区、屋外広告物条例により定められた区域において行われる良好な景観形成のための事業	(事業分) 地方負担割合は各事業で決められた率による。 ・原則として、継続施行中の事業に配分 ・明許線越不可(事故線越のみ可能 ※事前了解必要) (調査分) ・調査主体は国。地方負担なし。 ・当年度での完了が必要	国土交通省 地域政策課
景観形成総合支援事業	景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援する補助制度を確立し、もって景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る事業	・市町村(直接補助:事業費の1/3以内) ・景観整備機構等市町村以外の民間団体、個人(間接補助:事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内)	国土交通省 地域政策課
歴史的環境形成総合支援事業	魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図るため、景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(仮称)」に基づく歴史的風致形成建造物(仮称)の復原・修理を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。	・補助率 ・コア事業総事業費の1/2以内 ・付帯事業総事業費の1/3以内 ・間接補助については、コア事業及び付帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内	国土交通省 地域政策課
(環境生活部)			
環境学習アドバイザー制度	市町村及び企業並びに各種団体などが実施する「環境学習講座」や「自然観察会」などに、県が環境についての有識者であるアドバイザーを講師として派遣することにより、県民の環境保全意識の高揚と自主的な環境保全活動の促進を図る。	・アドバイザーへの謝金・旅費を、予算の範囲内で県が直接アドバイザーに支給する。	— 環境政策課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
(商工労働部)			
中心市街地商業活性化推進事業(中心市街地商業活性化基金)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業高度化資金融資を活用し、(財)かごしま産業支援センターに設置した基金の運用益及びそれと同額の県補助金により、中心市街地活性化協議会の構成員たる商工会、商工会議所、特定法人、公益法人等が実施する中心市街地の中小小売商業活性化に寄与するコンセンサス形成事業、テナントミックス管理事業、広域ソフト事業等の取組に対して助成を行う。	・補助対象経費の9/10以内 (ただし、店舗賃借料については「店舗賃借料/月×月数(助成対象期間)×1/3」の算式によって算出された金額の9/10以内) なお、一の事業に対する助成限度額は原則として1千万円以内	中小企業基盤整備機構 商工政策課
魅力あふれる商店街活性化支援事業	県内の商店街の再生・活性化を図るため、自らのまちおこしは自ら行うという共生・協働の考えに立って、商店街、住民、NPO法人等の地元関係者が一体となって行う商店街活性化の取組で、モデル事業として他地域への波及効果が期待できるような、意欲的で創意工夫に満ちた事業に対して補助を行う。	・補助率 補助対象経費の1/2以内	— 商工政策課
むらおこし推進事業	地域の特産品、未利用資源、観光資源等を活用した地域の産業おこしを図り、地域小規模事業者の新たな事業機会を創出する。	県1/2(交付基準額の範囲内)	かごしまPR課
奄美群島観光地整備事業	奄美群島の持つ亜熱帯性、海洋性の優れた自然、個性的な風俗・文化など、各島の特性を生かすとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、各地域において園地等観光レクリエーション施設の整備を進めることにより、観光客の利便に資する。	(拠点整備) 補助率 6/10(用地費を除く。)内訳: 国(国土交通省補助)3/10、県3/10 (連携整備) 補助率 6/10(用地費を除く)内訳: 国(国土交通省補助)5/10、県1/10	国土交通省 観光課
観光地域づくり実践プラン	地域が行う魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組を国土交通省が所管のハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援し、実現を図る。	ア 地域の自助努力による観光地域づくりを国土交通省が後押し イ 国土交通省は各関係主体の取組を総合的に支援 ウ NPO等民間事業者が実施する事業も支援	国土交通省 観光課
魅力ある観光地づくり事業	九州新幹線全線開業に向けた観光地づくりや受入体制の充実を図るため、まちなみ整備・錦江湾岸の景観整備、沿道修景や案内標識の整備等を進める。		— 観光課
(農政部)			
共生・協働のむらづくり支援事業	本県の農村が農業者などの地域住民にとって、ゆとりとやすらぎを実感できる生活空間となり、また、都市住民に対しても魅力あるライフスタイルを提供する場となるよう、「人と自然と地域が支え合う みんなで創る農村社会」を目指した「共生・協働の農村づくり運動」を推進するため、農村集落内外の多様な主体が連携した共生・協働のむらづくり活動を支援し、新たなコミュニティづくりの推進による農村集落の活性化を促進する。	1事業実施主体につき500千円を上限とし、事業実施に要する経費の1/2以内を助成	農村振興課
里地棚田保全整備(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	中山間地域の里地や棚田では、農業生産基盤等の整備の遅れ、高齢化・過疎化の進行等により耕作放棄地が増加することなどに伴う多面的機能の低下が懸念されている。そこで里地の環境創造区域や棚田において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進するため、簡易な生産基盤や土地改良施設等の維持管理活動に必要な施設の整備等を行う。	・団体営 国 55% 県 15% 地元 30%	農林水産省 農地整備課
地域用水環境整備事業(水環境)	農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理及び整備と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用するための親水、景観保全施設、生態系保全施設、利用保全施設等を整備し、都市住民にも開かれた豊かで潤いのある快適な生活環境を創造する。	補助率及び負担割合 (内地・離島) 国 50% 県 25% 地元 25% (奄美) 国 52% 県 38% 地元 10%	農林水産省 農地整備課
中山間地域総合整備事業	自然的、社会的制約等から生産性の向上、構造政策上不利な状況にある中山間地域について、それぞれの立地条件に沿った農業の展開方向をさぐり、生産、生活環境基盤整備等を総合的に行う。	内地 国 55%(55%) 県 30%(20%) ()は団体営の場合 離島 国 60%(60%) 県 30%(20%) 奄美 国 70%(70%) 県 25%(15%) * 生産基盤以外(平成15年度新規採択地区から適用) 内地 国 55%(55%) 県 25%(15%) 離島 国 60%(60%) 県 25%(13%) 奄美 国 70%(70%) 県 20%(10%)	農林水産省 農地整備課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
中山間ふるさと・水と土保全推進事業	県基金の運用益により、里棚地域の保全活動を行う集落組織等の育成・定着や持続的かつ安定的な保全活動を行う。	・保全ネットワーク推進事業、保全活動推進事業に係る経費の100% ・保全活動支援事業に係る経費の一部。	農林水産省
			農地整備課
中山間ふるさと・水と土保全対策事業	県基金の運用益により、地域の活力が低下しつつある中山間地域において、土地改良施設やこれと一体的な保全が必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材育成、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対して支援する。	対象事業に係る経費100%	農林水産省
			農地整備課
田園自然環境保全再生支援事業	田園地域における自然環境の保全・再生を支援するため、地域住民、NPO等と連携した自然再生活動を展開するとともに、「自然と共生した農村づくりコンクール」の実施、情報提供、技術的支援を通じて地域住民等の活動を支援する。	ア 個別地区における自然環境保全・再生等に係る支援事業 イ 県における自然環境保全・再生等に係る地区支援事業 …ア、イの事業 国50%、県未定、地元 未定 ウ 地域住民、NPO等の取組に対する技術的支援や情報提供 …ウ の事業 定 額	農林水産省
			農地整備課
田園自然環境保全整備(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	農村地域において、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村に持つ多面的機能の十全の発揮を図ることを目的として、自然再生法に基づく環境創造型の整備をする。	・5法指定地域等 国:50% 県:15 地元:30 ・5法指定地域外 国:50% 県:16 地元:34	農林水産省
			農地整備課
農村振興総合整備事業	それぞれの地域における自然的、社会的諸条件を踏まえつつ、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施するとともに、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備を図り、活力ある農村地域社会の発展に資する。	助成内容 ・内地:国 50%、県 工種により0~29.75% ・離島:国 50%、県 工種により0~13.5% ・奄美:国 52%、県 工種により0~22.5%	農林水産省
			農地整備課
農地・水・環境保全向上対策	社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図る地域ぐるみで効果の高い活動を実施する活動組織を支援する。	・国50% 県25% 市町村25%	農地整備課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
(林務水産部)			
森林をまもりそだてる整備事業 (木のおふれる街づくり事業)	間伐材等県産材を活用し、木の良さが活かされモデルとなる木造施設等の整備に対して助成し、木のおふれる街づくりを進めるとともに、公募方式により実施することで、民間団体等における間伐材等県産材利用の機運を醸成し、需要拡大を促進する。	施設等の整備に要する経費の1/2以内(上限額200万円, 下限額5万円)	— 林業振興課
共生環境整備事業(森林空間総合整備事業)	不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。	共生環境整備等 7/10(国 5/10, 県 2/10) 用地等取得 4/10(国 1/3, 県 1/15)	林野庁 森林整備課
共生環境整備事業(絆の森林整備事業)	身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。	・共生環境整備等 7/10(国 5/10, 県 2/10) ・用地等取得 4/10(国 1/3, 県 1/15)	林野庁 森林整備課
森林をまもりそだてる整備事業 (地域森林環境づくり促進事業)	地域にある森林の環境・景観保全、保健休養機能の維持・向上を図るための森林整備を促進する。	補助対象経費：森林整備及びその箇所で一体的に整備する付帯施設に係る経費 ・補助率：7/10相当額(但し、補助金の上限額150万円)	— 森林整備課
森林をまもりそだてる整備事業 (竹林健全化整備事業)	主要幹線道路等沿線における山地災害防止、自然景観保全等公益上放置できない荒廃竹林の整備を行う。	委託費 10/10	— 森林整備課
漁港環境整備事業	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業効率又は安全性の向上に資するため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を行う。	・負担割合 県事業 国0.5, 県0.35, 市町村0.15 市町村事業 国0.5, 県—, 市町村0.5	水産庁 漁港漁場課
漁村再生交付金事業	地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を図る。	対象事業 ・既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の整備 ・地域が提案する漁村の再生に必要な施設等の整備 助成内容 補助率1/2 (但し、北海道・離島：60/100, 奄美・沖縄：75/100)	水産庁 漁港漁場課
強い水産業づくり交付金	近年の海洋性レクリエーションや交流学习等の都市漁村交流など幅広い漁港利用をするための施設整備を行い、また、都市と農山漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりの実現を目指し、地域全体の振興計画に基づいた生活基盤、交流基盤、情報基盤の施設整備を行う。	対象事業 旧漁港漁村活性化対策事業及び市町村漁港漁村活性化対策事業 助成内容 補助率1/2 (情報基盤施設については1/3)	水産庁 漁港漁場課
漁業集落環境整備事業	漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展を図る。	負担割合 国 1/2 県 0.1~0.14125 市町村0.4~0.35875	水産庁 漁港漁場課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
(土木部)			
ふるさとの道サポート推進事業	地域住民等による県管理道路の清掃美化活動を推進するため、ボランティア(ふるさとの道サポーター)の活動を支援する。	(1)団体名等を示したサインボードの設置 (2)活動中の事故に備えた傷害保険料の助成	道路維持課
地方道路交付金事業 (地方道路整備臨時交付金)	地域の課題に対応し、複数一体となって行われる都道府県道及び市町村道の事業に対して交付される事業で、地方の創意・工夫を活かした個性的な地域づくりを推進する。 対象事業 ・電線類の地中化	助成内容 補助率 5.5/10	国土交通省 道路維持課
みんなの水辺サポート推進事業	地域住民等による自主的な河川、海岸の清掃美化活動を促進するため、「みんなの水辺サポーター」を認定し、支援する。	(1)清掃作業用品(軍手、ゴミ袋及び混合油)の支給 (2)活動中の事故に備えた傷害保険の加入 (3)団体名等を示したサインボードの設置	河川課
カントリーパーク整備事業	農山漁村地域における定住構想を推進するため、都市計画区域外の一定の農山漁村の地域において、住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求に応えたとともに、生活環境を改善する。 (対象事業) 特定地区公園の整備	国庫補助 施設費:補助基本額×1/2 用地費:補助基本額×1/3	国土交通省 都市計画課
交通結節点改善事業	駅前広場容量不足の解消、駅周辺の放置自転車問題、自由通路整備による鉄道による市街地分断の解消やバリアフリー化への対応のため、駅前広場、自転車駐車場、駅自由通路、パークアンドライド駐車場などの交通結節点を整備し、道路と鉄道等の交通施設との結節性の向上を図る。 (対象事業) 駅周辺交通環境改善計画等の策定されている地域内であって、円滑な乗り継ぎや乗り換えを効率的に確保するために改善すべきと位置付けられている交通結節点を含む地区の整備	国 1/2	国土交通省 都市計画課
シンボルロード整備事業	ゆとりとうるおいのある都市環境、生活環境の形成を積極的に推進するため、都市や地方の顔となる道路を「シンボルロード」と定め、地域の特性を生かした整備を行う。 対象事業 ・郷土色豊かな並木の道づくりを行う。 ・ゆとりある歩道幅員を確保する。 ・歩行者が溜る空間としてのポケットスペースの整備を行う。 ・すっきりとした道路空間を確保するため、電線、電話線の地中化を推進する。	補助率 5/10~5.5/1	国土交通省 都市計画課
自転車駐車場整備事業	交通安全上、防災上、大きな社会問題となっている駅周辺や中心市街地等の道路上の放置自転車の問題に対処するため、自転車駐車場の整備を促進し、都市交通環境の改善と秩序ある自転車利用の促進を図り、併せて都市交通の円滑化に資する。 対象事業 用地補償、施設及び設計に要する費用	・補助率 用地費 1/3(通勤・通学目的に利用するものに限る) 施設費 1/2	国土交通省 都市計画課
公共団体等区画整理補助事業	道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地利用の増進を一体的・総合的に進めることにより、健全な市街地の形成を図ることを目的とする。	・補助対象経費:12m以上(既成市街地については8m以上)の都市計画道路の用地買収方式事業費 補助率:1/2	国土交通省 都市計画課
都市公園整備事業	都市の災害に対する安全の確保、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市環境の保全・改善、自然との共生に資するとともに広域レクリエーション活動等国民の多様なニーズに対応する都市公園の整備を行う。	国庫補助 施設費:補助基本額×1/2 用地費: " ×1/3	国土交通省 都市計画課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。	・事業費の概ね4割を交付金として交付(交付額は一定の算定方法により算出、支援期間は概ね3～5年)	国土交通省
			都市計画課・建築課
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図る。 (対象事業) 整備計画策定等事業、居住環境形成施設整備事業、都市再生住宅等の建設事業	[整備地区の要件] 整備計画策定等(1/3～1/2) 居住環境形成施設整備(1/3～1/2) 都市再生住宅等の建設(1/3～2/3)	国土交通省
			建築課
市街地再開発事業	市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新または地域の活性化等を図ることを目的とし、低層の建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された敷地の統合や安全性・機能性・耐久性のより高い建築物の建設及び公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備等により安全で快適な都市環境を創造する。	・補助率 市町村が実施 国 1/3 市町村 2/3 市町村が補助 国 1/3 市町村 1/3 個人旅行者・再開発組合等 1/3	国土交通省
			建築課
市街地再開発事業等調査	市町村が、市街地再開発事業等の事業化に至るまでの再開発候補地区及び整備地区の選定、再開発事業の計画内容等について地元住民の意向等を踏まえつつ充分な調査検討を行うとともに、再開発事業準備活動の指導・援助を行う。	・補助率 補助対象経費の1/3以内 ・負担割合 国 1/3 市町村 2/3	国土交通省
			建築課
まちなみデザイン推進事業	市街地環境の整備改善を推進するため、市街地における建築活動等の適切な誘導による良好な街並みの形成を促進する。	負担割合 国 1/3 市町村 1/3 協議会 1/3	国土交通省
			建築課
優良建築物等整備事業	土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良な建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進する。	・補助率 市町村が実施 国 1/3 市町村 2/3 市町村が補助 国 1/3 市町村 1/3 民間事業者 1/3	国土交通省
			建築課
住宅市街地基盤整備事業	住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、これに関連する国土交通省所管の公共施設の整備に関する事業について通常の国庫補助に加えて別枠で補助を行い、良好な住宅及び宅地の供給を促進する。	助成内容 ・公共施設整備 通常の国庫補助事業と同じ補助率 ・居住環境基盤施設整備 4/10以内で、戸当たり限度額160万円/戸	国土交通省
			建築課
住宅地区改良事業等計画基礎調査事業	住環境整備に関するマスタープランを策定し、住環境事業の計画的かつ効率的な推進を図る。	ア 次に掲げる事業費の1/2以内 ・住宅市街地整備方針策定費(限度額 10,300千円) ・整備プログラム策定(限度額 1,024千円/ha 又は 770千円/ha) ・計画基礎調査(限度額 1,280千円/ha 又は 770千円/ha) ・耐震性診断及び改善計画の作成(限度額 200千円/戸) イ 次に掲げる事業費で補助事業者が補助する額の1/2以内で、かつ協議会活動経費の1/3以内 ・まちづくり協議会支援(限度額 12,360千円/地区・年間)	国土交通省
			建築課

名称	事業概要	内容	国(関係団体)所管
			県所管課
街なみ環境整備事業	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会活動助成(事業主体が補助する額の1/2) ・ 整備方針策定(1/2(限度額770千円/ha)) ・ 街なみ整備(1/2) <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、下排水、屋外消火栓、防火水槽、集会所等の整備と空家住宅の除去 ・ 街なみ整備助成(事業主体が施行者に補助する額の1/2以内で、かつ施行者が要する費用の1/3以内) <ul style="list-style-type: none"> 門・塀等の移設、分筆登記、外観の修景費、共同建替等共同施設の整備 	国土交通省
			建築課
暮らし・にぎわい再生事業	中心市街地の再生を図るため、国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた意欲のある地区について、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用を総合的に支援する。	対象事業 コア事業(都市機能まちなか立地支援、空きビル再生支援) 附帯事業(賑わい空間施設整備、計画コーディネート支援) 助成内容 国 1/3	国土交通省
			建築課
(教育庁)			
国指定文化財保護事業	国指定文化財について、市町村が行う文化財保護事業に対して助成を行い、文化財の保存活用を図るとともに、文化財に対する認識を高め文化財愛護思想の普及を図る。	補助率 国 1/2~8/10 県 1/5以内	文化庁
			文化財課
県指定文化財保護事業	県指定文化財について、市町村が行う文化財保護事業に対して助成を行い、文化財の保存活用を図るとともに、文化財に対する認識を高め文化財愛護思想の普及を図る。	対象事業 県指定文化財の保護事業 助成内容 補助率 補助対象経費の1/4~1/2 ただし、150万円を限度とする。	文化庁
			文化財課
重要伝統的建造物群保存地区保存事業	国から「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された地区において、町並み保存事業を行う。	対象事業 ・伝統的建造物の修理事業 ・保存地区修景事業 ・保存地区保存のための防災施設等整備事業 補助率 国 50%~65% 県 20%以内	文化庁
			文化財課
文化的景観保護推進事業	文化的景観の保全と活用を図るための事業に要する経費について国が補助を行う。	対象事業 ・調査事業 ・保存計画策定事業 ・整備事業 ・普及・啓発事業 補助率 国 50%~65% 県 20%以内	文化庁
			文化財課

(参考) 景観法委任条例に定めることができる事項

(景観行政団体の条例)

項目	NO.	内容	景観法関係条文
景観計画関係	①	景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めることが可能。	法第9条第7項
	②	景観計画の策定等を提案できる団体として、NPO法人等に準ずる団体を条例で定めることが可能。	法第11条第2項
	③	景観計画区域内の届出対象行為を条例で追加することが可能。	法第16条第1項第4号
	④	景観計画区域内の届出の適用除外行為を条例で追加することが可能。	法第16条第7項第11号
	⑤	届出対象行為のうち、変更命令を行うことのできる行為を「特定届出対象行為」として条例で定めることが可能。	法第17条第1項
景観重要建造物(樹木)関係	⑥	景観重要建造物又は景観重要樹木を指定した場合に、設置しなければならない標識について条例又は規則で定めることが可能。	法第21条第2項、 法第30条第2項
	⑦	景観重要建造物又は景観重要樹木の管理の方法の基準を条例で定めることが可能。	法第25条第2項、 法第33条第2項

(市町村の条例)

項目	NO.	内容	景観法関係条文
景観地区関係	⑧	景観地区の建築物の形態意匠の制限に関する認定の審査の手続について、条例で必要な規定を付加することが可能。	法第67条
	⑨	景観地区の認定の手続の適用を除外するものとして、条例で良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れが少ない建築物を定めることが可能。	法第69条第1項第5号
	⑩	景観地区内の工作物について、条例で形態意匠等の制限を定めることが可能(景観地区工作物制限条例)。	法第72条第1項
	⑪	景観地区工作物制限条例で工作物の形態意匠等の制限を定めた場合、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に関する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることが可能。	法第72条第2項
	⑫	景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、必要な規定を定めることが可能。	法第72条第3項
	⑬	景観地区内において、都市計画法第4条第12条に規定する開発行為等について、市町村の条例で良好な景観を形成するために必要な規制をすることが可能。	法第73条第1項
準景観地区関係	⑭	準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらの規制に準じて、市町村の条例で、良好な景観を保全するため必要な規制(建築物については、建築基準法第68条の9第2項の規定に基づく条例により行われるものを除く。)を行うことが可能。	法第75条第1項

(市町村の条例)

項 目	NO.	内 容	景観法関係条文
地区計画関係	⑮	地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について、市町村の条例で地区計画等において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることが可能（地区計画等形態意匠条例）。	法第 76 条第 1 項
	⑯	地区計画等形態意匠条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に関する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることが可能。	法第 76 条第 3 項
	⑰	地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、必要な規定を定めることが可能。	法第 76 条第 4 項